

農地中間管理事業 平成30年度事業計画書

農地中間管理事業

事業主体（農地中間管理機構）として、市町村等関係機関の協力を頂き農用地等を借入れ、農地中間管理権を取得し農地の中間管理を行い、必要な場合は基盤整備等の条件整備を併せて行い、公募により農地の借受を希望した者に農地の集積・集約化が図れるよう再配分（貸付け）を実施する。

〔農地中間管理事業計画〕

単位：件、ha、千円

区 分	実 施 計 画				
	件数	面積	借賃	管理費	工事費
借 入	8,500	4,250	637,500	—	—
うち転貸(過半借入含む)	4,250	4,250	637,500	—	—
うち管理	200	100	15,000	30,000	—
うち条件整備	100	50	7,500	—	50,000

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構（公社）が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。

（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項）。